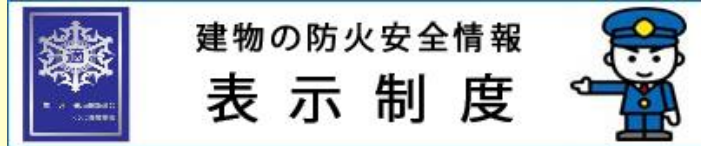


ホテル・旅館等に係る『表示制度』について



表示制度は、ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査した結果、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する一定の防火基準に適合していると認められた建物に対して、消防機関から『表示マーク』を交付する制度で平成 26 年 4 月 1 日から受付を開始しています。

防火安全に関する基準に適合した宿泊施設であることを利用者にお知らせし、安全・安心な宿泊施設を利用していただくことと、建物の情報を利用者提供することにより、防火安全体制が確立されることを目的としています。



『対象となる建物』

- ・3階建て以上で収容人員が30名以上のホテル・旅館等（複合用途の建物内にホテル・旅館等がある場合を含む）

※収容人員が30名未満または2階建て以下の、「表示マーク制度」の対象とならないホテル・旅館等については、関係者からの申請に基づき審査を行い、防火安全等の基準に適合している場合には、『表示制度対象外施設通知書』を交付します。



申請に基づき消防機関が審査し、消防法令や建築基準法令に定められた防火安全等の基準に適合している場合に、消防機関から交付された「表示マーク」（適マーク）を掲出できるものです。当消防本部では、次のホテル・旅館に交付しました。

◆表示マークを交付しているホテル・旅館◆

平成 29 年 11 月 1 日現在

No.	交付先	所在地	種別	交付日	有効期間
1	甲府ワシントンホテルプラザ	甲府市中央四丁目 3 番 5 号 柳町 4 E ビル	金	H26. 9.1	H32. 8.31
2	ドーマーイン甲府	甲府市中央一丁目 14 番 3 号	金	H26.11.1	H32.10.31
3	東横 I N N 甲府駅南口 I	甲府市丸の内一丁目 13 番 20 号	銀	H26.12.1	H29.11.30
4	甲府富士屋ホテル	甲府市湯村三丁目 2 番 30 号	銀	H27. 7.1	H29. 6.30
5	東横 I N N 甲府駅南口 II	甲府市丸の内二丁目 3 番 2 号	銀	H28. 8.1	H29. 7.31
6	ベストイン甲府	甲府市徳行四丁目 15 番 42 号	銀	H29.11.1	H30.10.31